

事務事業名		恒川遺跡群保存活用事業		会計		一般会計		実施区分						
H28担当課等名		生涯学習・スポーツ課		H28係等名		文化財活用係		H27係等名			文化財活用係			
基本計画上の位置づけ		政策		6		地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり		施策		63		地域資産の保存・継承		
目的	対象(誰・何を)		恒川遺跡群		指標名及び単位		27年度数値							
	意図(どうい状態にするか)		調査・研究して、遺跡の実態を解明する 適正に保存し活用する		遺跡面積 (㎡)		370000							
	向上させたい上位施策の成果指標		飯田の自然・歴史・文化を学んでいる市民の数(延べ人数)		史跡指定面積 (㎡)		38146							
目標	種別		指標名及び単位		27年度計画		27年度実績		28年度計画		28年度見込み		備考(指標変更など)	
	成果指標		保存目的調査の実施箇所(単年度:箇所)		3		5		5		-			
	成果指標		調査面積の累計(㎡)		520		477		600		-		→教育委員会が行う保存目的調査の単年度値に変更する	
定性目標		平成27年度末までに史跡の保存管理計画を策定する。												
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・座光寺地区にある恒川遺跡群は、奈良から平安時代に伊那郡を治めていた郡役所(伊那郡衙)の遺構を含む重要な遺跡である。 ・伊那郡衙の関連遺構が確認できている区域は、昭和50年代からの調査成果に基づき平成25年7月30日に国に史跡指定を意見具申し、平成26年3月18日に正倉院等の遺構がある区域と恒川清水一帯が恒川官衙遺跡(ごんがかんがいせき)の名称で史跡指定された。 ・今後も伊那郡衙の政庁域(役所の建物があった中心区域)や関連施設の把握を目的とする調査を進め、調査で重要な遺構が確認でき、学術評価が定まり、地権者の同意が得られた区域については史跡の追加指定を目指す。 ・国史跡を含む恒川遺跡群の存在と価値を広く周知するための情報発信を行うとともに、周辺に集積する多様な歴史文化資産(高岡古墳群、元善光寺、麻績の里(麻績神社・旧座光寺麻績小学校校舎・麻績の里舞台桜・竹田扇之助記念国際糸操り人形館)、南本城城跡等)を含めた一帯を「2000年浪漫的郷」ととらえ、地域と協働で進める当該エリアの整備活用の一環として史跡公園の整備等を行い、市民・来訪者の憩い・交流・学習の場としての活用を図る。 ・平成28年3月に「史跡恒川官衙遺跡 保存活用計画」を策定した。 												
事業内容		名称				活動指標								
27年度事業内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 保存活用計画策定 2 郡庁及び郡衙関連施設確認のための重点調査 3 個人住宅建設・民間開発に伴う確認調査の実施 4 公民館・地域団体と連携した学習機会の提供及び教材提供、出前講座の実施 				<ol style="list-style-type: none"> 1 専門委員会開催 2 発掘調査箇所 3 発掘調査箇所 4 学習会等の開催・連携 				<ol style="list-style-type: none"> 1 4回 2 3箇所 3 2箇所 4 3回 				
事業コスト		26年度決算額		27年度予算額		27年度決算額		28年度予算額		特定財源内訳、補足				
事業費計(千円)①		12,326		13,626		13,619		163,160		(国)文化財保護補助金(1/2)				
国庫支出金		5,100		6,350		6,350		121,894						
県支出金								21,400						
起債														
その他														
一般財源		7,226		7,276		7,269		19,866						
人件費計(千円)②		17,880				17,880								
正規職員所要時間		5,000				5,000								
臨時職員所要時間														
総事業費①+②		30,206		13,626		31,499		163,160						
事業内容・目標達成状況の振り返り		恒川官衙遺跡の保存活用計画策定の最終年度であり、専門委員会を4回開催し、平成28年3月に策定報告書を完成させた。確認調査は5箇所を実施し、郡庁遺構は確認されなかったものの、郡衙北限溝の一部を確認した。調査中における随時の現地説明や、遺跡に関する事例発表等を通じて、地域内外への普及啓発を行った。												
改革改善の考え方		①問題点		遺跡内の史跡指定地及び未指定地での土木工事等による現状変更案件が増加してきている。今後は、リニア中央新幹線建設に伴う開発行為の更なる増加が想定される。										
		②改革提案		保存活用計画で定めた遺跡内の各地域(史跡指定地と未指定地)における取扱い基準に基づく対応を徹底させる。										